

# 宮古島市電動車両用急速充電器 使用料徴収について

## 目 的

- ◆EV利用者からは充電設備の設置状況に不満が多く出ているものの、利便性を過度に重視した高額な充電網・充電システムは維持管理コストが嵩むため、各自治体の取り組みを見ても持続可能でない事例が多い。したがって持続可能性を考慮し、公共による急速充電器の最低限の整備と、公民協働による普通充電器の面的整備を推進する。

## 現 状

### EVユーザーの声

- ◆充電設備が少ない・増えない  
→遠くへ行くことへの不安
- ◆充電設備が混む  
→利便性が悪い  
次の利用者へ気兼ねする
- ◆急速充電器のカバー圏域から外れる地域や、普通充電器のカバー圏域の重なりが少ない地域がある。

## 課 題

- ◆「遠くへ行くことへの不安」や「充電施設が混雑・気兼ねすることの不満」各々に対する対策が必要。
- ◆充電圏域の拡充を効果的に進めていくことが必要

## 取組案

- 急速充電器整備  
遠くへ行くことへの不安を解消するために、カバー圏域から外れる伊良部方面・城辺方面における整備を公共が実施
- 充電設備を利用する際の混雑を緩和するために、**急速充電設備の課金実施(既存・新規)**
- 普通充電器  
充電施設が混雑し、利用を気兼ねすることへの対応として公共施設・商業施設へ複数の充電コンセントの整備を検討

## 課金制度案

- 開始時期：平成29年10月
- 課金金額：300円／回
- 使用時間：30分以内
- 対象機器：急速充電器
- 設置場所：  
(既設)  
平良庁舎、海中公園、うえのドイツ文化村  
海宝館、JTAドーム宮古島  
(新設)  
Aコープ城辺店(設置調整中)  
ファミリーマート宮古伊良部店(設置調整中)